木造住宅耐震改修設計支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、国の社会資本整備総合交付金交付要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業)(平成22年3月26日付国官会第2317号)に基づき民間木造住宅の耐震改修設計費の助成を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - 一 既存木造住宅

次の全てに該当するものをいう。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- (2) 木造在来工法で建築された住宅
- (3) 2階建て以下の住宅
- (4) 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅(借家を除く。)
- 二 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
- (2) (一財)日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強 方法」に基づいて行う一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診 断と補強方法」に基づいて行う精密診断
- 三 総合評点

木造住宅耐震診断による総合評点をいう。

四 耐震改修設計

改修設計の結果、総合評点が1.0以上となるものをいう。

五. 耐震性向上型改修設計

改修設計の結果、総合評点が0.7以上1.0未満となるものをいう。

六 高齢者等世帯

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 65才以上の者のみで構成される世帯
- (2) 肢体不自由による身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの所持者が同居する世帯
- 七 一般世帯

高齢者等世帯以外の世帯をいう。

八 未就学児子育て世帯

未就学児が同居する世帯をいう。

九 県が指定する地域

東海地震の想定震度が6強以上の地域を含む別表1に示す市町村

十 間接補助事業者

補助金の交付を受けて、耐震改修設計及び耐震性向上型設計を行う者をいう。

(補助対象経費及び補助率)

- 第3条 補助の対象は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 木造住宅耐震診断の総合評点が 0. 7未満と診断された既存木造住宅において、耐震改修設計費に対し市町村が助成する経費とする。ただし、県が指定する地域内における補助の対象は、木造住宅耐震診断の総合評点が 1. 0未満と診断された既存木造住宅の耐震改修設計費に対し市町村が助成する経費とする。
 - (2) 木造住宅耐震診断の総合評点が 0.7 未満と診断された既存木造住宅のうち、昭和 45年12月31日以前に着工された木造住宅について、耐震性向上型改修設計費に対し市町村が助成する経費とする。ただし、実施者は、高齢者等世帯、県が指定する地域内の一般世帯及び未就学児子育て世帯を対象とする。
- 2 補助金の額は、既存木造住宅1棟ごとの、耐震改修設計費及び耐震性向上型改修設計費の6分の1又は市町村が当該設計費に対し助成する額の4分の1のいずれか低い額とし、50千円を限度とする。
- 3 前項により計算した 1 棟ごとの補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、設計着手前に、木造住宅耐震改修設計支援事業費補助金交付申請書(様式第1)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定するとともに、木造住宅耐震改修設計支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により、市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第6条 知事は、補助金の交付を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更(補助金交付決定額に変更のない場合を除く。)をしようとするとき。 イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業内容の変更)

第7条 市町村長は、補助金の変更が生じる場合に前条(1)アの規定により承認を受けようとする

- ときは、木造住宅耐震改修設計支援事業費補助金変更交付申請書(様式第3)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の必要があると認めた場合は、木造住宅耐震改修設計支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により、市町村長に通知するものとする。
- 3 市町村長は、前条(1)イの規定により、承認を受けようとするときは、木造住宅耐震改修設計 支援事業の中止(廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は前項の規定による事業の中止(廃止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、 支障がないと認めた場合は、木造住宅耐震改修設計支援事業の中止(廃止)承認通知書(様式第 6)により市町村長に通知するものとする。
- 5 市町村長は前条(2)の規定により指示を受けようとするときは、木造住宅耐震改修設計支援事業の未完了報告書(様式第7)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市町村長は、間接補助事業者に交付決定通知書を交付したときは、木造住宅耐改修設計支援 事業遂行状況報告書(様式第8)を、速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告は、木造住宅耐震改修設計支援事業費補助金実績報告書(様式第9)により、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告書を受理したときは、その内容の審査及び検査等により、 その報告書に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると 認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修設計支援事業費補助金の額の 確定通知書(様式第10)により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による額の確定後、交付するものとする。

(検査等)

第12条 知事は、市町村長に対し補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(書類の保管)

第13条 市町村は、この事業に関する書類を整理し、事業完了後5年間保存するものとする。

(実施要領)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

別表 1

市町村名

甲府市、富士吉田市、南アルプス市、笛吹市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(附則)

1 この要綱は、平成28年3月31日から改正施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。